

「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」概要

平成22年12月
人 事 院

1 高齢期雇用問題の検討の背景

- ① 平成25年4月からの公的年金の支給開始年齢の引上げや、急速な少子高齢化の進展に対応した雇用・就労環境の整備が官民共通の課題。人事院としては、国家公務員制度改革基本法を踏まえ、平成22年夏の勧告時報告では「定年延長に向けた制度見直しの骨格」を提示
- ② 60歳以降無収入となる期間が生じる平成25年度から新たな制度に基づく人事管理を行うことができるよう、法制整備と人事運用の見直しを急ぐ必要

2 高齢期雇用問題を考えるに当たっての検討の視点

- ① 60歳以降に雇用を延ばすことを契機として、人事制度のみならず、採用から退職に至る公務員人事管理全体を改める必要
 - ・ 従来の採用試験の別に応じて昇進ルートが分かれ、年次順送りの人事管理が行われてきた運用を抜本的に改める必要
 - ・ 能力・実績に基づく厳格な人事管理を徹底させ、高齢期雇用が単なる雇用機会の提供ではなく、公務能率の向上につながる機会としていく必要
 - ・ 高齢化することで組織全体の活力が失われることのないよう、若年層・中堅層の就労意欲を高めていくことや、これらの層の採用・昇進機会を確保することが必要
- ② 高齢層の給与については、職務・職責を基本としつつ、民間の給与水準を踏まえ、総給与費の増加を抑制することを前提として、見直しを行う必要
- ③ 自らのキャリアプランに基づき早期に退職することを含め、高齢期の事情を踏まえた多様な働き方を実現する必要
- ④ 高齢期雇用を進めていく中で、新たな人事管理の定着状況や職員の意識、民間企業における高齢期雇用の動向等を踏まえ、制度や運用を随時見直していく必要

3 高齢期雇用問題に関する人事院の基本的な考え方

- ① 60歳以降に雇用を延ばすことを契機に、各府省において、能力・実績主義を徹底し、年次順送りの人事運用や短期間での頻繁な異動を見直すことが必要
また、それぞれの行政運営に適した組織体制の見直しを進めることや研修機会の拡充等を通じて専門性の涵養^{かん}を図ることが必要
- ② 高齢期における多様な働き方として短時間勤務制を導入。高齢層が短時間勤務に移行した分だけ若年層の新規採用や昇進を可能とすることで、雇用延長と組織活力

の確保を両立。各府省においては、組織体制や業務運営手法を見直し、高齢期の短時間勤務の機会を確保していくことが必要

- ③ 50歳台に60歳以降の働き方について職員の意向を聴取し、各職員に対する職務付与の在り方を検討。また、就労意識やキャリア選択が多様化していくことに鑑みれば、30歳台、40歳台において、高齢期の働き方についての情報提供を行うとともに、職員のキャリアプランに関する意向を聴取することも必要
- ④ 雇用と年金の連携方策については、**勤務の継続を希望する者全員を再任用することで対応する方策と定年の引上げにより対応する方策**が考えられるが、来るべき本格的な高齢社会において65歳まで職員を十分活用していくためには、年功的な給与体系の見直しと適切な高齢層の給与水準の設定や組織活力の確保のための人材活用方策を講ずるとともに、多様な働き方を選択できるような制度設計を行うことにより、段階的な定年延長を行うことが適当と判断
- ⑤ 高齢層の給与については、**60歳以降の給与を相当程度引き下げる方策と給与カーブ全体を見直し60歳前後で給与を連続させる方策**が考えられるが、民間給与の状況を踏まえれば、人事院としては、60歳以降の給与を相当程度引き下げる措置が適当と判断。なお、60歳前の給与の在り方を見直しも行っていく必要。各府省においては、これを前提に、どのような人事管理を行うのか検討する必要
- ⑥ 役職定年制について、人事院としては、各府省において役職定年後の働き方を見出す取組をしてもらいながら、役職定年制導入に向けて検討を進めていくことが必要と判断。役職定年後の働き方については、公務組織外での人材活用が可能な仕組みや短時間勤務制など多様なツールを用意していく必要があるが、まずは各府省において、具体的にどのような人材活用が考えられ、そのためにどのような環境整備が必要か十分検討がなされる必要。それを踏まえ、人事院としても可能な対応を検討

4 今後の進め方

- ① 今後、各府省及び職員団体に「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」をもとに検討を求め、有識者からも随時意見をいただき、できるだけ早期に定年延長に向けての制度の見直しの素案を提示し、意見の申出につなげていきたい
- ② 平成25年度からの制度施行を前提に、幅広く職員を公務内外で活用していくための手段や必要となる環境整備、定員・退職手当・共済などの関連制度における取扱い等について、政府全体としての検討が必要

以 上